

SPECIAL FEATURE

特集

動物愛護管理法の見直しに向けて

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は、昭和48年に議員立法で制定された法律で、平成11年、平成17年、平成24年に議員立法による主たる法改正が行われています。法律の目的は、動物の愛護と動物の適切な管理（危害や迷惑の防止等）であり、対象動物は、家庭動物、展示動物、産業動物（畜産動物）、実験動物等の人の飼養に係る動物になります。

昭和48年の施行以来、多くの改正がなされ内容の充実が図られてきたこの法律ですが、現行の定めに基づいた各種活動をしている動物愛護の現場からは、いまだ多くの課題が指摘されています。私も連絡会はこれまでと同様、動物愛護管理法の改正に向けた研究や働きかけを活動の中心の一つとしていきたいと思っています。今号では、現在の私たちの考える改正内容を紹介いたします。

なお、現行の動物愛護管理法は、前回の平成25年度の改正法施行から5年を目処として内容の見直しをすることとしています（附則15号）。

現行の動物愛護管理法の概要と改正案

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|-------|----------|-----|---|
| 総 則 | 1 目的 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 愛護の気風を招来 ▶ 生命尊重、友愛、平和の情操の涵養 ▶ 身体・財産の侵害、生活環境の保全上の支障を防止 ▶ 動物の共生する社会の実現を図る |
| | 2 基本原則 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ みだりに殺したり傷つけたりしない 1 ▶ 習性を考慮して適正に取り扱う 2 ▶ 適切な給餌と給水、健康の管理、習性を考慮した飼養・保管の環境確保 |
| | 3 普及啓発 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国等は普及啓発を図る |
| | 4 動物愛護週間 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 動物愛護週間を設置する 2 ▶ 9/20～9/26 3 ▶ 国等は行事の実施につとめる |
| 基本指針等 | 5 基本指針 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 大臣は基本指針を定める 2・1 ▶ 基本的な方向 2・2 ▶ 計画策定に関する基本的事項 2・3 ▶ その他重要事項 3 ▶ 大臣は関係機関に協議 4 ▶ 策定・変更の際は公表 |

2条改正案

1. 「動物が命あるものであることにかんがみ」を「動物が感覚のある生命体であることにかんがみ」と変更
2. 「5つの自由」のなかの「恐怖や不安からの自由」と「正常な行動を表現する自由」を追加

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|------------|-------------------|-----|--|
| 動物の適正な取り扱い | 6 動物愛護管理推進計画 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 都道府県は計画を定める 2・1 ▶ 基本的な方針 2・2 ▶ 適正飼養管理の施策 2・3 ▶ 災害時の適正飼養管理の施策 2・4 ▶ 体制整備 3 ▶ 普及啓発事項等 4 ▶ 市町村長の意見聴取 5 ▶ 策定・変更の際は公表 |
| | 7 動物の所有者又は占有者の責務等 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 動物の健康及び安全を保持するよう努める 生活環境の保全上の支障、人への迷惑の防止 2 ▶ 疾患の知識と予防 3 ▶ 逃走防止措置 4 ▶ 終生飼養 5 ▶ 繁殖制限措置 6 ▶ 所有者明示措置 7 ▶ 大臣は基準を定める |
| | 8 動物販売業者の責務 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 購入者に対して必要な説明 2 ▶ 理解できる方法・程度で説明 |
| 第一種動物取扱業者 | 9 地方公共団体の措置 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 条例制定、所有者等に指導、必要な措置 |
| | 10 第一種動物取扱業の登録 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 第一種動物取扱業者の登録義務 2・1 ▶ 氏名名称 2・2 ▶ 所在地 2・3 ▶ 動物取扱責任者の氏名 2・4 ▶ 種別・種別に応じた業務内容 2・5 ▶ 動物の種別 2・6 ▶ 犬猫等健康安全計画 2・7 ▶ その他 3・1 ▶ 犬猫の繁殖の有無 3・2 ▶ 幼齢犬猫の安全保持体制、販売困難の場合の取り扱い |
| | 11 登録の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 登録簿 2 ▶ 申請者に通知 |
| | 12 登録の拒否 | | <ul style="list-style-type: none"> 1 ▶ 次の各号に該当、基準に達しない事業・施設等、虚偽申請の場合は登録を拒否 1・1 ▶ 成年被後見人・被保佐人・破産者 1・2 ▶ 登録取り消しから2年 1・3 ▶ 登録取り消し前30日の役員で取り消しから2年 1・4 ▶ 業務停止期間未経過 1・5 ▶ 罰金以上の刑から2年 1・6 ▶ 販売業の場合の、罰金以上の刑から2年 |

7条改正案

1. 「動物の福祉を保障する責務」を第7条に新たな項として追加
動物の所有者又は占有者は5つの自由に基づいた動物の飼養管理を実施すること
① 飢えと乾きからの自由
② 肉体的苦痛と不快からの自由
③ 外傷や疾病からの自由
④ 恐怖や不安からの自由
⑤ 正常な行動を表現する自由
2. 猫の所有者は、自己の所有する猫を自治体に登録すること
3. 6項の努力義務を義務化する（所有者明示）
4. 販売動物・譲渡動物にはマイクロチップ等によって個体識別がなされていること

9条改正案

1. 地方自治体における動物愛護担当職員の設置の義務化
2. 動物愛護担当職員の権限の強化
① 動物愛護担当職員は動物虐待の連絡を受けたときは、当該動物及び環境等を必ず目視で確認すること
② 動物愛護担当職員は動物虐待があると疑われるときは、単独あるいは警察と共に立ち入り調査する
③ 動物愛護担当職員は上記のニーズが満たされていないと疑われる場合は立ち入り調査ができる。そして、それらが遵守されていないと認められたときは、遵守されていない点をすみやかに改善するよう指導、勧告、命令を行い、命令違反には罰則を適用する
④ 動物愛護担当職員は、動物取扱業に関して、登録（許可）時のみならず、定期的に立ち入り調査し、法律・基準が遵守されていないときは改善指導、勧告、命令をする
3. 動物福祉の教育及び調査についての研修を実施する

10条改正案

1. 動物種に両生類・魚類を加える1・1 ▶
2. 動物の移動販売・露店販売の禁止
3. 動物の移動展示の禁止
4. 登録制を許可制に
5. 動物取扱業の業種の拡大
① 実験動物の繁殖販売業者
② 補助犬の繁殖、訓練施設
③ 動物輸送業者
④ 動物を取り扱う動物関係職養成学校
⑤ その他
6. 教育実習用の動物を飼育している動物関係職養成学校、乗馬クラブ・観光乗馬（観光馬車）等において、利用等に関する責任を明確化し、基準などを設ける

SPECIAL FEATURE

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|-------------------------|--------------------|--|---|
| 動物の適正な取り扱い 第一種動物取扱業者 | | 1・7 ▶ | 法人の役員について拒否 2 ▶ 知事は拒否する場合に申請者に通知 |
| | 13 登録の更新 | 1 ▶ 2 ▶ 3 ▶ 4 ▶ | 登録は5年間 10条2・3項の規定を更新に準用 更新申請後は処分があるまで登録が有効 更新された場合は前登録期間の翌日に遡る |
| | 14 変更の届出 | 1 ▶ 2 ▶ 3 ▶ 4 ▶ | 種別・繁殖の有無を変更する場合は予め知事に届出 軽微な変更は変更後30日以内に届出 犬猫等販売をやめた場合は30日以内に届出 11条・12条の規定を変更に準用 |
| | 15 第一種動物取扱業者登録簿の閲覧 | ▶ | 知事は閲覧に供する |
| | 16 廃業等の届出 | 1 ▶ 1・1 ▶ 1・2 ▶ 1・3 ▶ 1・4 ▶ 1・5 ▶ 2 ▶ | 次の各号に該当する場合は30日以内に届出 死亡した場合は相続人 法人消滅の場合は代表だった役員 法人の破産の場合は破産管財人 法人の合併・解散の場合は清算人 登録した業を廃止した場合は代表役員 廃業に該当する場合は登録は効力を失う |
| | 17 登録の抹消 | ▶ | 登録の効力を失った・取り消した場合は知事は登録を抹消する |
| | 18 標識の掲示 | ▶ | 事業所ごとに標識を掲示する |
| | 19 登録の取り消し | 1 ▶ 1・1 ▶ 1・2 ▶ 1・3 ▶ 1・4 ▶ 1・5 ▶ 1・6 ▶ 2 ▶ | 次の各号の場合は取消又は6月以内の停止 不正の手段による登録 業務内容が12条1項の基準に適合しない 飼養施設が12条1項の基準に適合しない 幼犬猫・終生飼養の基準に適合しない 登録拒否の要件に該当 本法律に違反 知事は取り消す場合に業者に通知 |
| | 20 環境省令への委任 | ▶ | 必要な事項は環境省令で定める |
| | 21 基準遵守義務 | 1 ▶ 2 ▶ | 第一種動物取扱業者は省令による基準を遵守する 自治体は前項に代えて基準を定めることができる |
| 21.2 感染性の疾病の予防 | ▶ | 感染性疾病的の予防を適切に実施する | |

7. 犬猫の繁殖業者は、動物取扱業あるいは一般人に渡す前にマイクロチップを埋め込み、登録すること（動物取扱業ではないが、里親等新たな飼い主へ譲渡する場合も同様に行うよう努めること）
 8. 人と動物の共通感染症の検査の義務化
 9. 先天異常や傷病動物の販売禁止
 10. 貸し出される動物の福祉の確保（映像・雑誌等の撮影で使われる動物を含む）
 11. ペットオークションの禁止
 12. ショーウィンドウでの動物展示の禁止
 13. 動物取扱業は営業不能になった時等の動物の措置のために、供託金制度を設置する。
 14. 動物愛護担当職員の立ち入り検査は、毎年実施。
 15. 動物愛護担当職員の立ち入り調査を拒んではならない。拒んだ場合は罰則を適用する
 16. 動物繁殖業者は、繁殖法（新たに制定すること）を遵守すること
 ※政省令等で、繁殖業者と飼い主の飼養管理についての具体的な細則を作り、行政職員が指導しやすいようにすることそして必ず罰則とリンクさせること

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|-----|------------------------------|--|---|
| | 21.3 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等 | ▶ | 動物を取り扱うことが困難になった場合は譲渡しなど適切な措置を講ずる |
| | 21.4 販売に際しての情報提供の方法等 | ▶ | 販売業者は動物を直接見せ、対面により適正な飼養の情報を提供する |
| | 22 動物取扱責任者 | 1 ▶ 2 ▶ 3 ▶ | 事業所ごとに動物取扱責任者を選任 12条1項1～6号以外の者 動物取扱責任者研修の受講 |
| | 22.2 犬猫等健康安全計画の遵守 | ▶ | 販売業者は犬猫等健康安全計画に従う |
| | 22.3 獣医師等との連携の確保 | ▶ | 販売業者は獣医師等と連携を確保 |
| | 22.4 終生飼養の確保 | ▶ | 販売業者は販売が困難になっても終生飼養を確保 |
| | 22.5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限 | 1 ▶ | 出生後56日は引渡し・展示を禁止（附則7条により45日（施行から3年）、以降49日に読み替え） |
| | 22.6 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等 | 1 ▶ 2 ▶ 2・1 ▶ 2・2 ▶ 2・3 ▶ 2・4 ▶ 2・5 ▶ 3 ▶ | 販売業者は帳簿を備え、個体ごとに記載 次の各号を期間ごとに提出 開始した日の種類ごとの数 新たに所有した種類ごとの数 販売・引渡し・死亡の種類ごとの数 終了した日の種類ごとの数 その他 知事は販売業者の死亡の事実について検案書・死亡診断書の提出を命じることができる |
| | 23 勧告及び命令 | 1 ▶ 2 ▶ 3 ▶ | 知事は第一種動物取扱業者に改善を勧告できる 知事は措置を勧告できる 知事は勧告に係る措置を命じることができる |
| | 24 報告及び検査 | 1 ▶ 2 ▶ 3 ▶ | 知事は第一種動物取扱業者に報告を求め、立ち入り検査ができる 立入検査する職員の身分証明書の携帯・提示 立入検査の権限は犯罪捜査のためではない |

SPECIAL FEATURE

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|----------------------------|---|-------------------------------------|---|
| 動物の適正な取り扱い | 第二種動物取扱業者 | 24.2 第二種動物取扱業の届出 | ▶ 第二種動物取扱業者の届出義務 1▶ 氏名・名称 2▶ 所在地 3▶ 種別・事業の内容・実施の方法 4▶ 主として取り扱う動物の種類・数 5▶ 飼養施設の構造及び規模 6▶ 管理の方法 7▶ その他 |
| | | 24.3 変更の届出 | 1▶ 24条の2第3～7号の事項の変更の事前届出 2▶ 24条の2第1～2号の事項の変更の30日以内の届出 |
| | | 24.4 準用規定 | 1▶ 第一種動物取扱業の規定の準用 |
| 周辺の生活環境の保全等に係る措置 | 25 | 1▶ 知事は多頭飼育による生活環境の問題について除去に必要な措置を勧告 | 2▶ 知事は勧告に係る措置の命令 3▶ 知事は多頭飼育による虐待のおそれがある場合に必要な措置の命令・勧告 4▶ 知事は市町村長に必要な協力を依頼 |
| | | 2▶ 知事は勧告に係る措置の命令 | |
| 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 | 26 特定動物の飼養又は保管の許可 | 1▶ 特定動物の飼養・保管の知事の許可 | 1.1▶ 申請書の提出 1.2▶ 氏名・名称 1.3▶ 特定動物の種類・数 1.4▶ 飼養・保管の目的 1.5▶ 所在地 1.6▶ 飼養施設の構造及び規模 1.7▶ 飼養・保管の方法 1.8▶ 飼養・保管が困難になった場合の措置 2▶ その他 |
| | | 1.1▶ 申請書の提出 | |
| | | 1.2▶ 氏名・名称 | |
| | | 1.3▶ 特定動物の種類・数 | |
| | | 1.4▶ 飼養・保管の目的 | |
| 27 許可の基準 | 1▶ 次の各号に適合していなければ許可できない 1.1▶ 基準への適合 1.2▶ 本法律違反の執行から2年経過 2▶ 許可条件 | | |
| 28 変更の許可 | 1▶ 26条2項2～4・7号の事前変更許可 2▶ 規定の準用 3▶ 軽微な変更の30日以内の届出 | | |
| 29 許可の取消 | 1▶ 次の各号の場合は許可を取消 1.1▶ 不正の手段による許可取得 1.2▶ 基準に合致しない 1.3▶ 27条1項2号ハ該当 1.4▶ 法律・命令・処分に違反 | | |

25条改正案

1. 犬猫あわせて10頭以上飼育している者は自治体に登録すること
2. 動物愛護担当職員は立ち入り調査によって、状況把握をし、適切な飼育管理が行われていないときは、改善指導、勧告、命令をする
3. 不妊去勢手術を施して、数を増やさないようにすること

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | | 30 環境省令への委任 | ▶ 環境省令 |
| | | 31 飼養または保管の方法 | ▶ 定期点検 |
| | | 32 特定動物飼養者に対する命令等 | ▶ 違反者に飼養・保管方法の必要な措置の命令 |
| | | 33 報告及び検査 | 1▶ 知事による立入検査 2▶ 24条2～3項の準用 |
| 動物愛護担当職員 | 34 | 1▶ 地方公共団体の条例による「動物愛護担当職員」設置 | 2▶ 専門的な知識を有するものを充てる |
| | | 2▶ 専門的な知識を有するものを充てる | |
| 都道府県等への措置等 | 35 犬及び猫の引き取り | 1▶ 都道府県等は引取を所有者から求められたときは、引き取らなければならない。 | 相当の事由がない場合は拒否できる 2▶ 引き取り場所の指定 3▶ 所有者の判明しない場合に準用 4▶ 殺処分がなくなることを目指して所有者の発見・譲渡に努める 5▶ 市町村長への協力 6▶ 引き取り・譲渡の委託 7▶ 関係行政機関と協議 8▶ 国が都道府県に費用を補助 |
| | | 2▶ 引き取り場所の指定 | |
| | | 3▶ 所有者の判明しない場合に準用 | |
| | | 4▶ 殺処分がなくなることを目指して所有者の発見・譲渡に努める | |
| | | 5▶ 市町村長への協力 | |
| 36 負傷動物等の発見者の通報措置 | 1▶ 公共の場所で疾病などの動物を発見した場合は所有者または知事に通報 | 2▶ 死体の取容 3▶ 関係行政機関と協議 | |
| | 2▶ 死体の取容 | | |
| | 3▶ 関係行政機関と協議 | | |
| 37 犬及び猫の繁殖制限 | 1▶ 所有者は繁殖制限につとめる | 2▶ 犬・猫の引き取りに際して指導及び助言 | |
| | 2▶ 犬・猫の引き取りに際して指導及び助言 | | |
| 38 動物愛護推進員 | 1▶ 知事は動物愛護推進員を委嘱できる | 2▶ 活動内容 2.1▶ 適正飼養の住民の理解を深める 2.2▶ 繁殖制限の措置の助言 2.3▶ 譲渡のあっせん支援 2.4▶ 施策に協力 2.5▶ 災害時の施策の協力 | |
| | 2▶ 活動内容 | | |
| | 2.1▶ 適正飼養の住民の理解を深める | | |
| | 2.2▶ 繁殖制限の措置の助言 | | |
| | 2.3▶ 譲渡のあっせん支援 | | |
| 39 協議会 | ▶ 協議会を組織できる | 2.4▶ 施策に協力 2.5▶ 災害時の施策の協力 | |
| | ▶ 協議会を組織できる | | |
| 雑則 | 40 動物を殺す場合の方法 | 1▶ できるかぎり苦痛を与えない | 2▶ 大臣は必要な事項を定める |
| | | 2▶ 大臣は必要な事項を定める | |
| 41 動物を科学上の理容に供する場合の方法、事後措置等 | 1▶ できるかぎり動物を供する方法に代わるものを利用、できるかぎり少数 | 2▶ できる限り苦痛を与えない | |
| | 2▶ できる限り苦痛を与えない | | |

35条改正案

1. 都道府県等が、団体その他の者に犬又は猫の引き取りを委託する場合には各都道府県でそれらの団体を登録する際の基準を設定し、開示すること
2. 申請団体については、登録前の審査時に必ず視察を行うこと
3. 登録団体については、最低年1回抜き打ちで視察を行うこと

37条改正案

1. 飼い主のいない猫の自然増加を防止するために、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めること。自治体はその援助をすること

38条改正案

1. 動物愛護推進員の設置の義務化
2. レベルアップ及び均一化のための教育の義務化

40条改正案

1. 動物をやむをえず死に至らしめるときは、1頭1頭、麻酔薬等により、恐怖なく、苦痛なく実施すること。処置者の安全のために、事前に鎮静剤の投与も考慮する

41条改正案

1. 実験動物の入手先の限定化（野生動物の使用禁止）
2. 動物実験施設を登録制に
3. 記録保管と情報開示
4. 倫理委員会の設置と研究者以外の委員の導入
5. 第三者による立ち入り調査の実施
6. 求めている成果に対する有効な動物を用いない代替法が利用可能な場合、代替法利用の義務化
7. 実験動物を使用する場合、動物の苦痛や動物に対する長期的な害を最小限にすることの義務化
8. 国の責務として、代替法の開発と、最新情報を普及させる
9. 教育上、専門職以外の生体解剖の禁止

SPECIAL FEATURE

| 章 節 | 条 項目 | 項・号 | 概要 |
|-----|-----------|---------------|--------------------------|
| 雑 則 | | 3 ▶ | できるかぎり苦痛を与えずに処分 |
| | | 4 ▶ | 大臣は基準を定める |
| | 41・2 | 獣医師による通報 | ▶ 虐待等を発見した場合の通報努力義務 |
| | 41・3 | 表彰 | ▶ 環境大臣は表彰できる |
| | 41・4 | 地方公共団体への情報提供等 | ▶ 国が地方公共団体に技術的な助言や必要な施策 |
| 42 | 経過措置 | | |
| 43 | 審議会の意見の聴取 | ▶ | 国は基本指針の策定等で中央環境審議会の意見を聴取 |
| 罰 則 | 44~49 | | |

追加条文案①

1. 法律の対象動物を、「脊椎動物」とする
2. 虐待の定義の追加
虐待の定義は精神的・肉体的苦痛を与えることであり、以下のことを言う
①適切な食餌、飲料を与えず、不健康にすること
②肉体的・精神的にストレスをかけ、ストレス行動（正常ではない行動）を出現させること
③動物を囮に使用すること
④長時間もしくは過酷な輸送によって苦痛を与えること
⑤動物に適切な居住空間を与えず、動物を不快な生活環境に置くこと
⑥動物の生理生態習性を無視した環境で、動物が本来の自然な行動をとれなくすること
3. 動物と動物、人と動物を闘わせることを禁止
4. 伝統文化行事において、明らかな動物の虐待があるときは改善させる、あるいは行事を廃止する
5. 裁判所による罰則としての飼育禁止命令
6. 所有者のいる動物の生命の危険がある場合は、裁判所命令による当該動物の緊急保護ができるようにする
7. 裁判所による動物愛護担当職員と警察官との立ち入り検査命令

追加条文案②

（動物を景品やゲームの対象等にすることについて）

1. 動物を景品とすることを禁止
2. 動物をゲームの対象にすることを禁止
3. 集客の手段に動物を使うことを禁止

追加条文案③

（断耳・断尾の禁止）

1. 断耳・断尾の禁止（獣医療上必要なときはこの限りではない）

41条の2改正案

1. 虐待を疑われた動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報することを義務化
2. 行政自治体・警察等との連携

追加条文案④

（学校飼育動物）

1. 動物を飼育している学校は、飼育に必要な費用（餌代・飼育環境改善費・獣医療費）を予算化すること
2. 動物を飼育する前に、休日・長期休暇及び災害時の動物福祉に沿った対応を十分に検討すること
3. 教職員の中から、動物担当責任者を必ず決定すること
4. 責任者は、休日及び長期休暇及び災害時の動物福祉に沿った飼養計画を作成すること
5. 獣医師など動物の専門家の指導を受けること
6. 学校・PTA・獣医師会・動物愛護推進員等が連携すること
7. 教育委員会は動物飼育管理を司る専門職員を配置すること

追加条文案⑤

（産業動物）

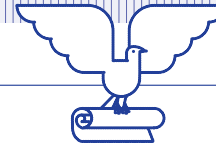
1. 産業動物の福祉の確保のために、動物福祉の基本である5つの自由に基づいて飼育管理すること（基準を改正する）

追加条文案⑥

（展示動物）

1. 熊、象、大型類人猿、大型ネコ科、海洋ほ乳類（イルカ・シャチ等）を展示するときは、その種の生理生態習性にあった飼養管理をすること
2. 5つの自由に基づいた動物の飼養管理がなされなければならない
3. 飼育されている野生動物の生き餌や囮として、意識ある脊椎動物を与えないこと
4. 飼育環境（空間、地面の素材、刺激、住居／隠れ家、社会的環境）が充足されていること

第1章 総則 第2条（基本原則）と、第5章 雑則 第41条 についての改正案は、「Humane Society International」と「動物との共生を考える連絡会」からの共同提案となる。



NEWS RELEASE

ニュース リリース

日本における実験動物の福祉を向上させるため『動物との共生を考える連絡会』と『ヒューメイン・ソサイエティー・インターナショナル』が協力体制を整えました。

『動物との共生を考える連絡会』と『ヒューメイン・ソサイエティー・インターナショナル（Humane Society International, HSI）』は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護法）の次回改正へ向けて、日本の実験施設における動物の境遇を改善するために新たに協力体制を築くことを表明しました。

具体的には、動物愛護法のうち実験動物に関わる部分を以下のように改正できるよう働きかけていくものです。

- ・動物実験施設の規制の強化
- ・実験動物の福祉の向上
- ・代替法の開発促進により実験動物の代替や削減を行うこと

日本の実験動物に関する規制が国際的に最も厳しい基準に足並みを揃えられるように、2016年に始まる法の見直し期間中に所轄省庁や国会議員に対して共同で働きかけを行い、これらを盛り込んだ法改正を行うことを目指します。

COMMENT

青木貢一

動物との共生を考える連絡会・代表

『動物との共生を考える連絡会』は、動物の愛護及び管理に関する法律の次回改正に向け、グローバルな動物愛護団体であるHSIと協働で、動物愛護法第41条における「実験動物」に関する条文のより良い改正に向けて、国会議員と、この法律を管轄する環境省に対し、積極的かつ有効な働きかけを行います。同時に、法律の制定及び改正は、その時々国民意識の反映でもあることから、一般の方々へのPRも含め、日本において実験施設や農場等で使われる動物を含めた、あらゆる動物種に対する、愛護精神や福祉意識の向上を目指します。

トロイ・サイドル

HSI・研究・毒性学部門ディレクター

『動物との共生を考える連絡会』とパートナーシップを結ぶことを嬉しく思います。日本における動物福祉の向上に取り組んできた『動物との共生を考える連絡会』の経験とHSIの科学的及び国際的活動における専門性が、動物愛護法のより良い改正を促し、日本の実験施設における動物の保護の基準の改善につながればと期待しています。